

産業別組合の活動の連絡と統一とを図らなければならぬ。

(三) 統一同盟加盟組合の同一産業組合との合同を促進しなくてはならぬ。

(三) 統一同盟の産業別委員會を通じて全國的産業別合同協議會の宣傳と提唱とをやらねばならぬ。

### 第五 工場委員會運動に関する方針

(1)

組合運動の新たなる段階への進出と共に開始せらるる日常競争闘争を充分に遂行するため、所謂産業合理化による組織的科學的採取並に抑壓の諸條件に対する闘争の出發点たらしめ、最も廣汎なる大衆組織であるところの工場委員會の任務と特質として厳正に認識してその實現のために次の如き方針のものと努力しなければならぬ。

(2)

工場委員會は雇主の専制的官僚的支配と採取とに對して闘争するため、組織未組織、及政治的傾向の如何に拘らず、全従業員の共同戦線体として組織されねばならぬ。

かゝる共同戦線と實現するたゞには

(一) 工場委員會の任務及その意義並に右翼指導者又は資本家労資協調工場委員會を嚆矢とし、

これの大衆的な宣傳による組織の促進をせしめなければならぬ。

(三) 評議會に所属組合、組織工場に對しては、組合指導員以下に工場分會と指導勢力とする共同戦線を展開するにこゝろ、

特に以下の五つを以てねがはねばならぬ。

(3)

工場委員會は各企業を單位とした、その雇主に對する闘争組織であり、従つてその闘争は、その工場におけるそれらの條件によつて左右されるのである。是れ故に労働組合は、全労働者の組織に代位することはできぬ。

一か一方から工場委員會は、階級闘争の最も端初的組織であり工場代表者會議、基本的單位であつて、組合運動の共同戦線に對して有力なる武器となる。

(4)

かくて工場委員會内における吾れく、活動は最も活動的の分子で工場委員會の機關を通じて、委員會議事業として戰鬥化せしめ、工場代表者會議への参加及び組合の政策を支持し活動に参加せしめ、更に努力し且全従業員の利益を忠実に代表して闘争し、以て従業員の信頼を贏ち、之を組合員一再組織し、工場委員會を労働組合の基礎ならしむるやうに努力しなくてはならぬ。

### 第六 工場代表者會議に関する方針

吾れくは新なる日常競争の方針を具體化し、経済闘争と産業的地方的に擴大し、一般化して統一的に指導せしめ、更に労働組合、工場委員會による競争を以て是れとせぬ。かの廣汎なる未組織